

## 小規模山地災害対策促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、小規模な山地災害から人命財産を保護し、民生の安定を図るため、市町村が行う治山対策に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 この要綱で定める補助金の交付対象となる事業、経費及び補助率等は、別表で定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 予算議決等の抄本又はこれに準ずるもの
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる変更以外の変更にあっては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が、予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。
- (5) 補助事業が当該年度内に完了しない場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。

### (事業の着手)

第5 事業を行う市町村（以下「事業実施主体」という。）は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、知事に届け出るものとする。

2 前項の届出に必要な事項については、県が別に定めるものとする。

(遂行状況報告)

第6 事業実施主体は、県の指示があったときは、事業の遂行状況について当該指示に係る事項を報告しなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 最終(出来形)図面
- (2) 完成検査復命書写し
- (3) 完成写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に交付するものとする。ただし、地方振興事務所長(以下「所長」という。)が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第1項第2号及び第3号の規定により処分を受ける財産は、補助事業により実施した施設の全てとする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間)とする。

(書類の経由)

第11 この要綱により提出する書類は、原則として当該事業を所轄する所長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 小規模山地災害対策事業等補助金交付要綱(昭和60年4月15日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月2日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2関係）

事業名	補助金の交付対象	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
小規模山地 災害対策促 進事業	<p>補助金の交付対象とする経費は、以下の項目の全てに該当する治山事業を行うのに要する経費とし、これに対する県の補助率は右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、事業費は本工事費と事務費の総和とする。</p> <p>1 暴風、豪雨その他の異常な天然現象により発生した崩壊地及び荒廃溪流（いずれも、地域森林計画対象民有林内に限る。）で、荒廃の拡大又は土砂流出等により、次のいずれかに直接被害を与え、又は与えることが確実と認められるもの。</p> <p>（1）人家1戸以上</p> <p>（2）主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（農道、林道を含む。）、港湾等をいう。）</p> <p>（3）農地、ため池、用排水施設等</p> <p>2 災害対策基本法第5条に基づく市町村地域防災計画に山地災害危険地区と記載又は山地災害危険地区と記載されることが確実である区域で、林地の保全上必要な施設を新設するもの。</p> <p>3 1箇所当たりの事業費が90万円以上のもので、事業費に対して1/3以上の経費について、地元負担金を除き市町村が負担するもの。</p>	1/3以内	施行箇所ごとの事業費の20%を超える増減	施行箇所の変更